

発 言 者	議 事
議 長	〔 1 2 月 1 4 日 〕
議 長	昨日に引き続き会議を開きます。（ 1 0 : 0 0 ）
議 長	ただいまの出席議員数は 1 0 名であり、定足数に達しておりますので、直ちに議事に入ります。
議 長	日程第 9 議案第 4 号令和 3 年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、議題とします。
議 長	議案の説明を求めます。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	議案第 4 号の令和 3 年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議 長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 4 ページと 5 ページです。（ありませんの声あり）
議 長	質疑を終結します。
議 長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議 長	討論を終結します。
議 長	議案第 4 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号令和 3 年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正

議	長	予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第10 議案第5号職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
議	長	議案第5号の職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第5号原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第5号 職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第11 議案第6号厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。

議	長	保健福祉課長
保健福祉課長		議案第6号の厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第6号原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第6号厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第12 議案第7号厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住民税務課長		議案第7号の厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明省略）

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第7号 厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第13 議案第8号重点道の駅商業施設建設工事建築主体工事請負契約の締結について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長
政策推進課	長	議案第8号の重点道の駅商業施設建設工事建築主体工事請負契約の締結について御説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。

議	長	議案第8号原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第8号 重点道の駅商業施設建設工事建築主体工事請負契約の締結について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第14 議案第9号重点道の駅商業施設建設工事機械設備工事請負契約の締結について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長
政策推進課	長	議案第9号の重点道の駅商業施設建設工事機械設備工事請負契約の締結について御説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第9号原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第9号 重点道の駅商業施設建設工事機械設備工事請負契約の締結について、原案どおり可決されました。

議	長	日程第15 議案第10号重点道の駅商業施設建設工事電気設備工事請負契約の締結について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長
政策推進課長	長	議案第10号の重点道の駅商業施設建設工事電気設備工事請負契約の締結について御説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第10号原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第10号 重点道の駅商業施設建設工事電気設備工事請負契約の締結について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第16 議案第11号歴史文化情報発信施設システム構築等業務委託契約の締結について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長

議 長	議案第11号の歴史文化情報発信施設システム構築等業務委託契約の締結について御説明いたします。（議案内容説明省略）
議 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議 長 山 崎 議 員	2番 山崎議員 この歴史文化情報発信施設システムの構築は、大変専門性が高い内容・業務であると私は、考えるところであります。そこでこの事業を発想するにあたってはいろいろな他の企業のコンサルとかまたは、参考見積り等が存在をしているというふうに私は、考えますがいかがでしょうか。それと同時にですね、昨日いただきましたこのオアゾブルーの会社は、いろいろなこういう各種コンサルの業務を行っているという、そういう大きな会社のようにあります。そういうことで今回のこの歴史情報発信施設については、このオアゾブルーが参考見積りとか大きなやっぱし指導をしたんではないかと私は、感じているところでありますが、そういう事実はあるかどうか確認をしたいと思います。これを第1点の質問としてお願いをしたいと思います。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 まず今回の商業施設の建設にあたりまして実施設計を組んだところでございます。それに基づいて今回の各種工事の発注という運びになりました。その中で歴史文化情報発信施設関係につきましてはですね、設計を委託しておりました業者の方で、歴史文化情報発信施設部分で設計にあたって株式会社オアゾブルーさんからの情報提供で今回の施設整備することの運びとなったところであります。また、昨日お渡ししました会社の業務の内容であります、今回の委託業務の発注にあたりましてはですね、この目的にあります、20項目ほどありますが、この中で4番目の

<p>議長 山崎議員</p>	<p>各種商品の開発であったり製造であったり販売等の、またそれに関する付帯する一切の業務ということで今回この1社でオアゾブルーさんに1社の入札執行したという状況でございます。</p> <p>2番 山崎議員</p> <p>議案8号、9号、10号というような形で建設、設備、電気は、一般競争入札で落札をされているところであります。しかし、この議案第11号のみがオアゾブルー1社のみの随意契約となっているわけでありまして。1社のみの随意契約となり予定価格が8,500万円、そしてですね、入札価格も8,500万円、落札率が100パーセントで一落でもう決定をしている。なにかしら私は、このへんでちょっと疑義を感じるところでありますが、1社のオアゾブルーとの随意契約となった根拠、具体的な選定理由をまずお聞かせください。そしてですね、地方自治法の施行令第167条2のうち随意契約というようなことをうたっているわけでありまして、何項目かございますが、どの項目に入札が随意契約にしたのかということ、私はこう調べてみますと当てはまるような項目がないんですよ。どうしてオアゾブルーとの随意契約としたのか、入札でなくて随意契約にしたとかそのへんのところも説明を求めたいと思います。それとですね、このオアゾブルーは、昨日貰った証明書から見ますと大変大きないろんな形の事業を展開している会社のようにありますが、多くはイベントの企画とかそういうのとか私は理解をしています。本町にとっては実績が何もありませんよ。確か7月に指名願いというように登録されたことを聞いておりますけども、本町にとっては何も実績がないこのオアゾブルーが履行可能なんですかとそういう私は、逆に心配してございます。それでですね、オアゾブルーにやれるという判断をした根拠はどこにあるかということ、お示し願いたいと思います。</p>
--------------------	--

<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>政策推進課長 まず先に地方自治法の施行令のところでご説明いたします。先ほども申し上げましたけれども、地方自治法施行令の167条の2の第1項第2号になりますが、「契約でその性質、または目的が競争入札に適しないものをする時」ということに基づきまして入札を実施したものであります。また、このオアゾブルーにした経過というのも先ほどちらっと触れましたけれども、設計の段階で従来の壁面に単なる映像を映し出すというような施設でない、先ほどもちらっと説明しましたけれども、LEDを壁面に配置しまして、浮き出る映像と言いますか、触れるような映像の提供をしてまいる施設ということで設計の段階で委託しておりました業者さんと、オアゾブルーさんが連携した中で設計を組んでいただいたという経緯がございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>山崎議員、ちょっと待ってください。あと山崎議員が聞いた実績がないけれども履行を認めた根拠というのは。やれるという判断したということの根拠を聞いていますけど、それは町側としてどういうふうな点を根拠としたんですか。</p>
<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>どうぞ。 今回のこの映像施設の内容につきましてははですね、私も見てはいないんですけども、本州の方でこの技法を使った映像施設を公開している所が、町長1回視察に行ってきたという話でありますけども、道内でもおそらく当町が初めてになるのかなといった状況の中で今回オアゾブルーさんが、それらのいろいろな技法と言いますか、その技術的な部分で設計会社さんの方に提案があったということからですね、このオアゾブルーさん、実績は直接はないんでしょうけれども、そのへんのノウハウを知っていたということからですね、この業者に決定させていただいたところ</p>

議長  
山崎議員

であります。

2番 山崎議員

どうもすっきりしない答弁です。町長は、先の一般質問等々の香川さんの答弁の中でもこの道の駅は入札で行いますと、いろんな説明して明言しております。それがこのオアゾブルーに関してだけは随意契約。そもそもこの随意契約というのは、契約の相手方が固定化されるわけでありまして。そして契約の締結は、その事情によって左右されて、しかもですね、公平を妨げる事態が発生する可能性があるという、随意ってことは。それと私はね、不思議に思うのは、本来ならば随意契約というのは、予定価格を下がるものだと、そういう認識を持っています。だから随意するわけでしょ。本来ならば競争入札よりも随意契約の方が予定価格と同じか価格で落札されるということは、私はおかしいと思うんですよ。それとですね、やっぱり1社でしょ。比べることができないですね。そうするとやはり競争入札することによっては、予定価格よりもほとんど前段示されましたいろんな設備についても何パーセントかやっぱりこう安くなっているんですよね。このオアゾブルーに関してだけは、9,350万円、このとおりになんですよ。本来ならば随意だから8千万円になったとかっていうんだったら話は分かりますよ。それがですね、この地方自治法にこれがね、地方自治法第234条の2、これにですね、随意契約によることができる場合は次の各号の場合とするってちゃんとうたっているんですよ。そのね、7つありますよね、具体的には。そして先ほど課長の方から競争入札に付することができないってというようなお話ありましたよね。どうしてですか、これ競争入札できないんですか。だから私はね、ある意味ではもうかなりこのオアゾブルーさんというのは、いろんなコンサルやったりいろんな事業展開しています

が、すごい大きな情報網なり、いろんなそういうものを持っていると思うんです。ですから私はこれね、この道の駅の立ち上げに対してはかなり深いかかわりを持っているんでないかなと思っていますし、また先ほどのいろんな説明の中では情報を他の業者に提供しているっていうような意味合いの発言もありましたね。その方が随意契約の相手っていうのは、私はどうしても理解できないですよ。ですから私の方は、結論としましてはですね、こういうような形でこの議案第11号契約金額9,350万円、この議案に対しては賛成することができません。是非もう一回仕切り直して競争入札というような形でもっていきたいというように考えていますので、もし何かご意見ご指導あればお聞かせ願いたいと思います。

議長  
山崎議員

山崎議員、答弁はいりませんか。今のは質疑ですけども。

だからですね、今3回という制約があるものですから、先に言ったこと忘れてしまうような、そういうことになってしまうものですからね。だから一つはですね、なぜ11号だけ随意契約したって。だからこれ自治法見てくださいよ。課長、7項目ありますけども、朗読してください。そしてね、これにね、中にはいろんなことあるんです。どうしたらね、競争入札じゃなくて随意契約に持ち込んだかって。それに私は、抵触すると思うんです、この自治法に。いいですか。競争入札に付することができないという事情が発生した時、それからね、競争入札にすることが逆に不利だという、そういう事情が発生した時、それからね、時価に比べて著しく有利な価格でこの随意契約の方が締結する、そういう見込みがあるという、それからね、競争入札に対して入札者が出ないという時、それから落札者が契約を締結しないと、こういろんなこういう時にはね、随意契約に持って行けるんだよって、そうあるわけでしょ。どうですか、課長、朗読してくださ

<p>議 長 山 崎 議 員</p>	<p>いよ。 山崎議員、これ質疑なもんですから。課長が朗読するだけでよろしいんですか。 いや、だからそれでこの中にはね、こういう場合は随意契約してもいいよって条件が示されているんですよ。だから私はこれ見た限りではね、それが合致するようなものがないんですよ。だから私はね、自治法に抵触するなって、そういうことだから私は、この11号議案には賛成することができませんと、そういうことであります。</p>
<p>議 長 議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>もう一度その地方自治方から鑑みて町で1社随意契約にした理由をもう一度話してください。 政策推進課長</p>
<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>随意契約の今質問でありますけれども、234条の競争入札によらないことができる随意契約ということで、これ施行令の方で第167条の2の中に1から9号までございます。先ほど山崎議員も言っておられるように例えば落札者が契約を締結しない時でしたり、競争入札に付し、入札者が無い時。または、再度の入札に付し落札者が無い時、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みである時。</p>
<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>課長ね、そういうふうな羅列でなくて、そのどこで随意契約にしたのか。 もろもろ9号までありますけれども、今回の随意契約の1社指名による入札実施した根拠につきましては第2号の「契約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づいて1社随意契約とした経緯でございます。</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。 10番 佐々木議員</p>

<p>佐々木議員</p>	<p>昨日のコンテンツの絡みでもいろいろとオアゾブルーさんについては、町長のご答弁があったところですが、指名願いが1社しかないんだからそれでやって何が悪いんだというようなご答弁もあったところでもあります。今回入札予定額も8千400～500万円と大変大きい金額になっております。当然こういった予定金額を出す時にはですね、山崎議員もおっしゃられたとおりに町職員ではなかなか専門的な知識がないんでないかなというふうに思うんで、当然予定価格作成にあたって、いろんなど言うか第三者的なですね、専門機関に依頼して金額の設定というのをしたんでないかなというふうに思うところです。そのへん、映像LEDパネルといったような部分含めて仕様書、実際にこういうふうな部分で金額が8,500万円に積みあがりましたよという資料の開示求めます。口頭だけで言われたらなかなか理解できませんから、資料請求と言いますかそれを求めます。併せてですね、どういった予定価格を、積み上げをして作成したのか。当然随意契約をしたオアゾブルーさんでない別の専門的な会社とと言うか、そういう部分の知恵を借りて作成したと思うんですけども、その会社名も教えていただければというふうに思います。資料開示とそのへんの部分、よろしくお願いします。</p>
<p>議 長 町 長</p>	<p>町長 今いろいろこのシステムの構築ということの中で疑義が生じているというふうなことであります。今まず佐々木議員が言われている予定価格の設定というのは、どう設定したんだと、こういうまず最後の質問、これについては、ちょっと私も「あーっ」と思いながら。予定価格というものは、設計に基づくものです。（発言する声あり） いつでも縦覧できますから。入札結果は公示してありますのでいつでも担当の方へ行くとみる</p>

佐々木議員 町長	<p>ことができます。</p> <p>議会議決が必要な段階でそれ下に行って見てこいって。</p> <p>いやいや、今でなくてもいつでも。</p>
佐々木議員 町長	<p>議決の前でそういうものをきちっと掌握した中で議決しないと。</p> <p>ですから設計に基づいて予定価格というものは作るんですと、こういう説明をしています。ですからその設計書をみればその金額というものは、自ずからでてくる、こういうことであります。なおまた、設計屋さんとの協議というものは、私どもは職員の中では今回まで6回の協議を重ねて、そしてこの建物工事と分離したシステム整備というものは、建物業者がやれるというものではないという、こういう中で6月の10日から9月の24日まで6回にわたってこれらの設計屋さんとの協議をしながら、そしてこういう方法が適切であろうというふうな判断の中で指名入札をすると、こういう考え方で進んでおります。それで指名につきまして、この業種の仕事できる業者というのは、非常に少ない、こういう中で今大きい会社では札幌の、東京が本社ですけども、凸版という大きな会社もあります。この会社は、出来るそうであります。しかし、この程度の小さい工事には参加しないというふうな、こういうその大変大きな会社でこういうものの中でこのオアズブルーという会社がその小型を、手をかけて、そしてこの設計の段階からいろいろとこの設計屋さんとの会社自体が、協定をしながら設計書をつくっているという会社でありますから。そういう中から行くと設計書を分離させて発注するということも可能なことが起きてきた、こういうことであります。ですから今設計書を閲覧したいということであれば、今入札に付した設計書をお見せしますので、それを見て判断をしていただくとこういうことだろうと思いま</p>

<p>議 町 議</p>	<p>す。</p> <p>町長、その設計書ってというのは、一つしかないんでしょ。それを皆さんに見せるといったら。設計書の細部まで渡すというところなものですから。表題だけでもお配りしましょうか。</p> <p>佐々木議員が聞いているのは、参考見積もりして全部の詳しい内容でなくてどうしてこの8,500万円くらいの見積価格になったんだって、その参考見積もりが、どうやってとったんだと。</p>
<p>町 議</p>	<p>長 この部分の設計を今お見せします。そしてこの部分でもって入札をしたところでありまして。この仕事ができるという会社は、従来からそういう設計屋さんといろんな協議をしながらアドバイスしながらやっている会社が一番適正であるというふうな考え方の中で指名委員会に1社の願いが出たと、こういうことですから。</p>
<p>議 町</p>	<p>長 町長、入札もすでに終了しているわけですから。その参考見積りというふうなので佐々木議員が言っているようなやつ、紙1枚か2枚かっていうふうなものはないんですか。どこどこの設計屋さんで政策推進課長は、オアゾブルーと両方で協議をしてつくったというふうな話でありますけども。</p>
<p>町 議 議 議</p>	<p>長 ですから設計屋さんが何社から何十社からとろうと、それは設計屋さんの中ですから。うちは設計屋さんから出てきた金額の中で発注するわけですから。</p> <p>長 暫時休憩します。コピーして配布します。(10:51)</p> <p>長 暫時休憩を解き議事を続行いたします。(11:20)</p> <p>長 それでは質疑を続行いたします。質疑ありませんか。</p>

議長  
佐々木議員

10番 佐々木議員

昨日も申し上げましたけども、町長ですね、3月の香川議員の一般質問に対して映像をつくっているからすぐどうのこうのということはないと、きちっと競争入札させるというようなことを明言してございます。そしてまた、先ほど委託業務の数字を、提出いただきました。私も専門家ではございませんので数字並べられてもなかなか理解に苦しむところでございますけれども、北工房さんがそういった部分で設計をしたというようなことで6回ですか、6回の協議を進めてこの設計額を、割り出してきたということでございますけれども、その中にですね、何と言いますか、私思うに当初から町長が2回もインターネット、そういった部分でオアゾブルーがですね、町長の知らない情報を拡散してもうすでに業務を、厚沢部町とのつながりを誇示してですね、もう決まったんだと、そういう威圧的にうちは決まっているんだよというような他の業者を排除した、そういった会社であるというようなことで。これは本当に昨日も申し上げたんですけども、真意を欠く会社だなというようなことでその点が大きな疑問であるところでもあります。そういうことでですね。何しゃべっているんだか論点がずれてしまったんですけども。そういうことで何を言いたいかもう演説しているうちにおかしくなったと。今回そういうふうな部分で設計できてたんですけども、今回映像設備がそういった形できちっと当てはまると言うか、やりますよということで発注は、決まっていると。そして今後の映像については、機器の仕様が明らかになるわけでございますのでこの多数の業者の今後入札が可能と思われるところですけども、何社程度見込んでいるのかということで。これについてもオアゾブルー専属だよというようなことにならないと思うんですよ。町長の数々の答弁、一般質問3月の答弁、昨日の答弁等を聞くと。それで全

<p>議 長 佐々木 議員</p>	<p>員協議会等でも町長は、映像コンテンツは、3本作っても1,500万円くらいの金額を見込んでいますよというようなことをおっしゃっていますけども、1,500万円で収まるんですか。3本、これはどれくらいあっているのか、その点でございます。何かしゃべっている本人も何聞いているんだか分からなくなりましたけども。</p> <p>佐々木議員、もう一度簡潔に質疑をまとめてください。</p> <p>要するにですね、当初から6回の設計を進めてきたんですけども、その中に北工房がやった中でですね、いろいろと6回やった中で今回落札したオアゾブルーも入って設計を進めたのであれば業者癒着の部分は無かったのかというのが1点。それと今後制作される映像コンテンツ、町長が3本作ると言っている、その部分1,500万円を見込んでますけども、それできちっと収まるのかどうなのか。この2つです。</p>
<p>議 長 町 長</p>	<p>町長</p> <p>今1つめの前に昨日からお話ありました。私も取り寄せました。このユーザンジャパンっていう会社が出したこの厚沢部の仕事、田舎天国の仕事していますと、こういうチラシを出した。我々にはユーザンジャパンだからって会社はどこにもかけらにも出てきません。昨日会社の方に問い合わせしてみました。何と言ったかと言うと、これからの作業であります、いろいろな資料集めをしている会社があって、そちらの方の、言うなれば孫なのか何なのか分かりませんが、そういう会社も中で資料の提供をするというふうな話をしている会社があるそうです。それがおそらくこれだろうと思うんですけどもね。それが私どもと事業受託をしましたなんて書いてあります。とんでもない話で、私は昨日も言いましたが、予算のないもの、そして指名願いのないもの</p>

	<p>の、会社については、町が直接の契約をすることは100パーセントありませんのでここで話をしておきます。それと今2つ目に出た佐々木議員の1,500万円のできるのか3千万円のできるのか、これからそういうものの中です。どれあたりになるものなのか、これからの話です。7月までかかって厚沢部のこのPR事業なり、こういうものを3本の柱にしたものが、どういうボリュームで、どういうものでどういう社会に提示できるようなものができるのか。それによって作った方の金の積算も当然カウントしながら金が決まってくると、こういうことになろうかと思えます。ですから、1,500万円なのか、3,000万円になるのか、5,000万円になるのかちょっと今の段階では想定が付きませんが、できれば私は、補助金の範囲内でやりたいもんだなというふうに考えておりますので十分そのへんも3月までの予算の中で大きな補助金の変動が出てくるというふうにも思っております。そういうことからしてこれらの扱いではまた金額的な明言はすることができない。こういうことをご理解をいただきたいと思えます。</p>
<p>議 町</p>	<p>長 オアゾブルーとの癒着は無いのか。</p> <p>長 申し上げますけども、今のこの北工房さんの設計メンバーの中にはオアゾブルーっていうのがその会社は入っています。ですからその部門ごとにそれぞれ担当して今の北工房の設計というものが出来上がってきたと、こういうことであります。ですから、癒着という言葉は、直接私の方との契約が北工房ですから、この会社との癒着というものは無いというふうに言えると思えます。</p>
<p>議</p>	<p>長 10番 佐々木議員</p>

<p>佐々木議員</p>	<p>今の補助金の範囲内でやりたいと町長の答弁ございましたけれども、映像関係に関しては補助金が1億円といったそういった部分には含まれないというふうに私は、判断しているところです。それで最後でございますので課長に再度確認するんですけどもね、やっぱり選定過程で一番最初にオアゾブルー指名業者にしたというその根拠もう一回言ってください。そして諸々説明ありましたけれども、設計単価、北工房に任せて作り上げたとよ、ということなんですけども、北工房さんはうちの直接業務にも担当していけば分かる部分もあるんですけども、やっぱり行政の立場としては違う第三者的な部分でもですね、きちっとやっぱり設計単価と言いますか、そういう部分を比較検討しながら進めるのが筋でないかなと思うんですけども、そういう部分もしなかったというのは、何なんだということです。それと、町長が映像の部分については、これからの話だということですけども。なかなかオアゾブルー、随意契約というようなことにはいかないと思うんですよ。昨日の案件、国の10分の10という部分ではなかなか明快なと言うか、信頼性にちょっと欠けるんでないかなという会社だなと私は、判断したんですけども、10分の10であるからやらせてみるかなというふうな部分にもなったんですけども、今後わが町で実施でやるわけですから、そういうようなことにはならないということです、そのへん課長総括して4点についてご答弁よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長 町 長</p>	<p>佐々木議員、もう一度簡潔に4点お願いします。</p> <p>1点目は、オアゾブルー、指名委員会があったわけですからどういった経緯で決定したか。</p> <p>そしてまた、山崎議員も聞いたんですけどもオアゾブルーしかできない特殊な設計であるのか。それは何なんだという部分、2つ目。</p>

<p>議 長</p>	<p>そして3つ目にはですね、北工房が今回の設計、予定価格積上げてきたんですけども、そこだけでなくして第三者的な部分での金額のそういった努力されたのかという部分。</p> <p>そして4点目にこれからの映像、オアゾブルー、昨日の案件みたいな随意契約、こういうようなことにならないよと。町長も何べんも言っているようにきちっと公平な入札で進むという部分おっしゃっていますから。その4点です。</p> <p>1番目・2番目は、課長でいいと思いますけども、3番目・4番目は、町長の方がいいんじゃないですか。全部課長ですか。</p>
<p>議 長 政策推進課長</p>	<p>政策推進課長</p> <p>オアゾブルーの選考にあたってどうだったのかと。1点目はそういう話でございました。先ほども説明したように地方自治法の施行令の167条の2に基づき選考したということでございます。道内でも事例と言いますか、そういう施設での映像の提供と言いますか、手掛けているのがないということも含めての今回は特殊な設計になっているということでございます。それから3つ目の北公房さん以外のということで、実際に実施設計の段階で契約しています北工房さんに実施設計依頼していますので、それが駄目だということになりますとまた新たに別な予算計上した中で実施設計を図らなければならないということもございますので、北工房さんの設計額を参考に予定価格を積み上げたということもございます。それから最後の映像コンテンツの話になるかと思いますが。これについてはまだ予算計上しておりません。今回昨日の900万円の観光庁の事業もございましたが、当初1,500万円の計画で今回事業費が縮小された部分もありますので、映像空間に使える映像コンテンツとしては、主にPRで使おうとしている予定ですけども、</p>

<p>議 長</p>	<p>前に協議会の中で例えば厚沢部町の四季でありますとか、それから戊辰戦争を題材にした歴史の照会ですとか、あとは画像を駆使した触れる映像と言いますか、それらのものを3本立てですね、映像をつくっていききたいなど。それらの映像について特殊な、何と言いますか、ソフト事業になろうかと思っておりますので、業者、何社対応できるのか分かりませんが、その扱える業者を選定したうえでですね、競争入札できればなというふうに考えております。今回のですね、1社指名による入札につきましてはですね、地方自治法施行令の167条の2の第1項第2号による、「契約でその性質、または目的が競争入札に適しないものをするとき」ということに基づきましてオアゾブルー1社で入札を実施したものであります。</p>
<p>政策推進課長</p>	<p>佐々木議員が聞いているのは、今後の3本の映像コンテンツについては、一般競争入札でやるんですねと。随意契約ではないんでしょっていうふうなことを聞いているんですか。</p> <p>4点目で先ほど申し上げました通り戊辰戦争を題材にした映像ですとか、それらの3本立ての映像を今回の施設の中で放映できればなということでこれらの映像コンテンツの扱える業者を選定した上でですね、入札執行をしたいと考えております。</p>
<p>議 長 議 長 町 長</p>	<p>そういう業者が選定できなければ1社随意契約もあり得るという答弁だと思います。</p> <p>町長、どうぞ。</p> <p>捕捉しますけども、今佐々木議員から言われたように今厚沢部町が目玉商品として、この事業を進めている中でご案内のようにこの事業の全景計画から設計計画、この今まで4段階の計画の中で全てこれは競争入札の中で北工房という会社が、わが町のこの設計計画、こういうものが全てとってきたと。これはそういう何社もの入札経過の中で北工房というのが担当してきたという</p>

ことは皆様方もご承知のとおり、これ全景から最後の実施設計までの4段階の設計が全て北工房が取ってきたと、こういうことで。この道の駅については、北工房さんが非常に建設計画に関わる内容が詳しいということは確かであります。そういうふうな中で今回の実施設計も北工房が取ってきて、この北工房さんの設計メンバーの中にはいろいろな会社がたくさん入っておって、そのグループの中で北工房が代表して設計をしている、こういうふうなことです。その一人にオアゾブルーも入っていると、こういうことでもあります。したがって、これからの説明の中でも当然オアゾブルーの指導的なものは、町の方では現場で起きなきゃならない部門がたくさん出てこようかと思えます。そういうふうな業者ですから、いずれにしても、そして指名願いが出たのは確か2年前だったと記憶していますけども、2年前からこの厚沢部町のいろいろな企業誘致等の先頭をきって一生懸命厚沢部町に応援をしてくれている会社であります。そういう会社の中で今厚沢部町の仕事もするというふうなことでありますから、是非良い材料、良い内容のものを集めてほしいなど、こういうふうな願いがあります。ですからこれから出来る3本の内容については、概ねできる段階でその内容等も我々は見ながら値段相応になるのかどうかということもこれからの検討事項になりますし、こういう役場担当でやる仕事じゃありませんから。このようにプロジェクトをつくってやっていますから。これはこのプロジェクトは例の総務省の派遣されている大山アドバイザーもそのプロジェクトの中に入っているいろいろな議論をしながらこうすべきああすべきということ、意見を聞きながら今回までやってきていると、こういうことごさいますのでそのへんも単独行動でどンドンどンドン進んでいるというものではなくて、全てのそういう指名委員会等も当然公的な機関の中で進めております。十分そのへんをご理解いただいて

<p>議 長 香 川 議 員</p>	<p>ですね、この事業を速やかに、そしてどこの地域の施設にも勝るものをつくりたいと。是非そういう内容のものをつくりたいと、こういうふうに考えております。ですからこれからの出すプロジェクトをいっそう町も応援しながら、そして希望を出しながら議員の皆様方からのアドバイスをもらいながら進めていきたいと、こういうふうに思っておりますのでひとつそのへんの理解よろしくをお願いをしたいと思います。</p> <p>6 番 香川議員</p> <p>まず先ほどの町長の答弁の中でオアゾブルーっていう会社が2、3年前から入ってきているという答弁と私は捉えましたけども、それに対してはですね、今年の3月の定例会の一般質問の中で町長は、オアゾブルーっていう会社を知らないという答弁だったんですけど、どうも食い違いがあるなという部分が1点。それとやっぱりですね、北工房さんと、その中でオアゾブルーっていう会社が手助けというか、見積りの手助けで入っているって話で言っているんですけども、仮に今回のこのシステム構築の設計の全て入っていないにしても、一部入っていたとしても、そういう設計した会社が随意契約1社とるってのは、私はちょっと問題あるんじゃないかなと思う次第。その2点についてちょっとお伺いしたいなと思います。</p>
<p>議 長 町 長</p>	<p>町長</p> <p>先ほどから政策推進課長が説明をしているようにこの事業を進めるにあたって厚沢部町のこの対応を一番熟知している、そういう会社であり、そういう会社からのたくさんのアドバイスをいただきながらこの事業を進めているということ、ひとつ議員さんは理解をしていただくと。これはもう少なくともこの事業を進めるにあたってあちこちにある業者ではありません。昨日香川議</p>

<p>議 町</p>	<p>員は、札幌行けば百何十社もあるというふうな話、確かにそれ、全国考えたらあるかもしれませんが。厚沢部町に期待をしながらこういうふうに指名を出してくる会社がほぼ1社か2社よりないんだと、こういうことも十分理解いただいでですね。そのオアゾブルーと特殊な繋がりがあるんでないかって、そのへんの意味がちょっと私も理解できません。どこの業者も私は同じ扱いをするし、同じ付き合いをしているし。そういう中で極端にオアゾブルーだけがいかにも特別な扱いをしているというふうな今発言に聞こえましたのでそんなことは全くなく、冒頭の、そして厚沢部のためになる業者については、どんどんどんどん入ってきて指名などを受けながら参加してほしい、こういうふうに思っているところです。</p> <p>町長、香川議員の質問で第1回定例会でオアゾブルーを町長は知らないって言ったんだけど、何か今までのその話を聞けばおかしいというふうなことについての答弁をお願いします。</p> <p>その知っているかどうかというのは、これ指名願い、2年も3年も前から出ているから。会社の中身は知りませんよ、これはね。ただ、あの時の香川議員だったと思いますが、報道された中で厚沢部の使っている鶏を施設で売ることを期待するとか応援するとかっていう記事だったと思います。それはオアゾブルーは、全く食べ物をやっている会社じゃありませんから。厚沢部のこういう具材を持って行って作ってる会社がありますから、その会社あたりは是非今度出来る施設の中で厚沢部で出して売ったらいいでしょという、そういう応援の部署だったんですよ、あれはね。だからオアゾブルーっていうのは、食料売る会社でもないし、うちの方には調べるという先ほどの会社のあれありますけども、その指名願いが出ている会社ですから。そして特に今新町の方に厚沢部資源開発かなんかっていうグループの会社が今厚沢部に入っています。その会社</p>
----------------	--

<p>議 長 香 川 議 員</p>	<p>のメンバーでもあるということだそうですから。当町の仕事をするという会社ばかりでなくて他町の仕事もやるんですよと、こういうことの会社です。ですから特別な会社なんだという意識は全くありません。皆さん方の会社と同じ扱いになるわけです。そのへんを十分理解していただきたい。</p> <p>6 番 香川議員</p> <p>ちょっとまた何点かに。3問しかできないので何点かについてお伺いたいと思います。</p> <p>まず、先ほどの町長の答弁の中で出てきたおそらく事業計画書、昨日見せていただいた域内連携促進に向けた実証事業ということで事業計画書を見せていただいたんですけども、さっき言った厚沢部のなんとかの会ってというのは、この実施体制にある「(仮称)厚沢部の観光を考える会」のことなんですかね。さっきのお話を聞くとこの厚沢部の観光を考える会、この中にオアゾブルーも入っているってことですか。まずそれが1点。</p> <p>それと事前に入札したけども1社しか来なかったっていう、昨日回答あったんですけども、じゃあ実際オアゾブルー、入札の資格申請は何月何日に出されていますか。それが1点。</p> <p>それと入札参加、やっぱり結局1社随意契約ってのが、やっぱり他の議員さんもそうかもしれないですけど、疑念を抱く部分だと思うんですけども、以前館の城跡のVRとかARの作成で確か凸版印刷、大手の会社だと思うんですけども、凸版印刷の名前が出てきたと思うんですけども、そういう凸版印刷に働きかけて入札2社なり、3社なりはするのが筋ではないかなと私は思うんですけども、その3点についてまずお聞きしたいなと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>政策推進課長</p>

<p>政策推進課長</p>	<p>まず昨日の実証事業の関係になりますけども、この中に「（仮称）厚沢部の観光を考える会」、これについて仮称になってますけども、まだこの組織立てというのが、まだこれからになりますけども、これができたのかどうか分かりませんが、その役割といたしましてはですね、その素材の提供だったり、協力ということで農泊に関わるですね、何と言いますか、農泊モニターツアーの具材になる、いろんな町内の、資源と言いますか、これらの情報提供をしてもらうという想定を考えた、仮称になってますけども、観光を考える会ということでございます。それから指名願いにつきましては、願いそのものは、所管、建設水道課になりますけれども、そちらの指名願いの内容を確認した上で、1社指名の随意契約ということで実施したところでございます。あとVR・ARの関係で凸版印刷さん、なんで入れなかったっていうような話ですけれども…。</p>
<p>議 長 教 育 長</p>	<p>教育長 今の質問がちょっと、館城の映像の技術の方に少し絡んできたので私がお答えしてよろしいですか。まず、この館城の映像技術に関しては江差のストリートミュージアムの、江差町が契約をしている会社です。その紹介を受けて様々なプレゼンでありますとか様々な技術の、または活かし方ありますとか私も凸版さんを通して勉強していたところでしたけれども。それでこのようなわが町がこのような方向に進むことになって当然凸版印刷、内々ですけどもいかがですかと言ったところが、「いや、申し訳ない」ということであつたという、これが事実です。以上です。</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>暫時休憩します。（11：54） 休憩前に引き続き会議を開きます。（11：59）</p>

議	長	議事を続行いたします。
議	長	政策推進課長から答弁があります。
議	長	政策推進課長
政策推進課長		先ほどオアゾブルーと、それから凸版印刷株式会社の入札参加資格申請、どうなっているのかというような質問だったかと思います。株式会社オアゾブルーにつきましてははですね、令和3年7月5日申請でございます。それから凸版印刷株式会社につきましては、令和3年2月18日付で申請があがっております。（もう1回の声あり）
議	長	もう一度お願いします。
政策推進課長		オアゾブルーにつきましては、令和3年7月5日付での受付がされております。それから凸版印刷株式会社につきましては、令和3年2月18日付で申請されて2月22日役場で受付されてございます。
議	長	議事の途中ですが休憩して昼食といたします。午後は1時から再開いたします。（12：01）
議	長	午前中に引き続き会議を開きます。（13：00）
議	長	議事を続行いたします。
議	長	日程第16 議案第11号歴史文化情報発信施設システム構築等業務委託契約の締結についての質疑を続行いたします。
議	長	6番 香川議員
香川議員		午前中の課長の説明の中で指名業者オアゾブルーが今年の7月5日に申請出していると。そし

	<p>て凸版印刷が今年の2月の22日に申請を出して受理されているという話で伺っているんですけども。凸版印刷、きっと出したとは思いますが、その断られた経緯、あと指名業者になるにあたってどのような公募の仕方、あくまでも町のホームページだけで出しているものなのか。また、やっぱり1社というのは、何かと伺われる部分あると思うので、役場内でも指名業者1社であれば働きかけとかしても良かったのではないのかなと、私は思うんですけども、その点についてお伺いしたいと思います。</p>
<p>議 長 建設水道課長</p>	<p>建設水道課長 指名願いは、香川さんも出されていると思うんですけども。指名願いというのは、2月の1日から2月の28日までに受け付けるということで12月の段階で建設新聞、もしくは町のホームページで受けますよと。それで2年間有効ですということなんで今この令和3年2月の1日から2月の28日に出してもらったものは、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで2年間有効ということの指名願いでございます。ですから、その後オアゾブルーさんの方は、7月に。随時追加ということを受け付けておりますのでその時点ですべて出されてきたらというふうのうちの方で受理していると思います。あと、指名業者、約900社、厚沢部町に指名願いだされてますけども、その中で審査と言うかそのようなものを、ただ受付して、Aランク、Bランクとかつけてませんし、どこの業者がどういうものを指名、入札したいというものについては、工種、こういうものが出されてきて、そういうものについて900社の名簿がございましてそれを確認することになると思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>香川君がそのほかに聞いたのが、映像会社を公募する際にホームページだけで公募しているみ</p>

<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>ただけれども、それ以外で町として別な対応策はしなかったのか、そういうことですね。それについての答弁をお願いします。</p> <p>政策推進課長</p>
<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>あくまでも指名競争入札参加資格の申請のあった中からこれまでも各種工事の発注等につきましても資格申請のあった業者から選定しているということになりますので。それ以外での募集の仕方とかはしてございません。</p>
<p>議 長 議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>ホームページでは公募していないということによろしいんですね。</p> <p>政策推進課長</p> <p>はい。ホームページではその事業に限っての募集はしておりません。</p>
<p>議 長 議 長 浜 塚 議 員</p>	<p>映像に限っては公募していないということでもいいですね。そういうことだそうです。</p> <p>8番 浜塚議員</p> <p>今資料請求して昨日もらった書類ですけれども。実施体制、団体組織ってあります。この中に厚沢部町観光協会という組織が書かれておりますけれども、私確認したところでは観光協会にはこの件での連絡は一切入っていないことですが、そのへんはどういうことでそういうようなことになっているんでしょう。</p>
<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>政策推進課長</p> <p>今回予算提案させていただきました、議決いただいたんですけれども、この後ですね、入札執行という形になりますけれども、まだこれらの出来上がったものをどういうふうを活用してPRできるのかというような各関係機関との協議になりますので。まだこれからということになります</p>

議	長	す。
		浜塚議員、私の議事進行のミスで今の質問を取り上げたんですけれども、その900万円については、今の質問の件について、観光協会の件について、昨日の900万円の件の議事の内容です。今この税込み随意契約9,350万円とは直接関係ありません。そういうふうなことで質疑を受けることはできません。
議	長	8番 浜塚議員
浜	塚	議員
		今回の重点道の駅商業施設の条例が制定されていない中での本議案の提案、そして条例可決前であり、地方自治法に規定する条件を満たしていないことは明白であり、違法であると思います。この点についてはどう考えますか。
議	長	浜塚議員、質問の趣旨はどのような。これ、あくまでも歴史文化情報発信施設システム構築等業務ということで映像機器の件と、それに伴うソフトの関係かな、そういうふうなものの入札で、今話されたことは、新商業施設自体のことですよね。
議	長	浜塚議員、今のその質問は、歴史文化情報発信施設システムとは直接関係ありません。そういうふうなことで質問をとりあげることはできません。
議	長	他に質疑ありませんか。（発言する声無し）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。
議	長	10番 佐々木議員
佐	々	木
議	員	今回の歴史文化情報発信施設システム構築等業務委託契約の締結についてはですね、先の質疑

	<p>でいろいろとお聞きしました。入札予定価格決定に向けてですね、北工房さんが主体となって6回の協議をしたと言った中には今回随意契約のオアゾブルーさんが関与しているという発言ございました。町長はですね、3月定例会、香川さんの一般質問に適正な入札をするんだということを発言してございます。昨日の町長の答弁にも関係しますけども、指名願い提出業者が1社であったから随意契約したんだということを申しておりますが、行政としては他の業者を探した中ですね、今回金額も高額でございます。競争させるというのは、公平性を欠くことからですね、そういった努力は当然のことでないかというふうに思います。よって今回の1社だけの随意契約であるというようなことは、正当な理由とはならないと私は判断いたします。よって、今回の随意契約については、公平・公正に欠けた適正な締結とはなっておらず、地方自治法第234条2項の規定に該当しないもので地方自治法に抵触すると考え、本案件に反対するものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま議案第11号歴史文化情報発信施設システム構築等業務委託契約の締結についての議題に対しまして佐々木議員より反対討論がありました。賛成討論ありませんか。</p>
<p>議 長 高 田 議 員</p>	<p>9番 高田議員 ただいま佐々木議員が1社の随意という言い方をしていましたが、先ほどの理事者答弁の中でそれぞれ入札執行はしていると。その中で1社だけの入札であったので随意の契約になったということですから。随意契約が入札をしないということにあたらなと思います。私は、そういう意味で適正にこの契約が行われているというふうに判断して賛成いたします。</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>ほかに。 6番 香川議員</p>

香 川 議 員

私は、本議案に対して反対の立場で討論させていただきます。まずは、私が反対する理由を述べさせていただきます。結論から申し上げますと、質疑の中で明白になった通り本契約は、オアゾブルーに受注させるため他社の参入を排除し、1社による随意契約を落札率100パーセント、つまりオアゾブルーの言い値で契約しようとするものではないかと疑わしき部分であります。議案では地方自治法の規定に基づくとされておりますが、その実態は地方自治法に規定されている原則を無視し、競争を排除し、公正を妨げる入札です。意図的にこれを無視したものなのか、法令解釈の誤りなのか、いずれにしても答弁においては随意契約の前提となるオアゾブルーのみが受注できる理由、または他社と比較してオアゾブルーに優位性がある点、いずれも証明されておられません。また、3月定例会の私からの一般質問の中で「オアゾブルーという会社は知らない、無関係である」と町長は答弁されておりますが、今日の私の質疑の中で2、3年前から入っていると、そのあやふやな回答、それはここにいる議員の皆様、本会議に出席の町部局の皆様、傍聴されていた皆様、取材されていた報道機関、全ての方がですね、私の3月定例会でオアゾブルーという会社は知らないと言っていた、その部分も議事録にも残っています。それが短期間でなぜ今信用に値する会社としてこれだけ高額の業務を随意契約で受注することになったのでしょうか。よって私は地方自治法の随意契約要件を満たしていない、本議案が否決されることは当然であり、反対すべきであると断言します。道の駅構想は、町民が高い関心を持っている事業である反面、町の広報などを通じてその内容は、十分に町民に伝えることはなされていません。その中でこのような疑念を抱かれる、いや、明らかに法に触れていると思われる議案を可決したとなればその責任は私たち議会議員が負うものであると思います。厚沢部町民の皆様のために

<p>議 議 山 崎 議 員</p>	<p>も、そして町民から与えられた議会議員の職責としてこの議案に反対致します。以上です。</p> <p>ほかに賛成討論・反対討論ありませんか。</p> <p>9 番 山崎議員</p> <p>先ほどの質問の中で申し上げましたように反対の姿勢であります。ひとつには地方自治法施行令167条の2に載っておりますように随意契約できる条件というのがございます。その中どれ見てもなんとなく随意契約にもっていきような条件が備わっておりません。先ほどいろいろ指定管理の1社であるというようなことでありますけども、先ほど私申し上げましたように随意契約というのは、契約の相手が固定化し、契約の締結が事情に左右されて公平性を妨げる、そういう事態が生ずることもあるというようなことを申しあげました。このように1社のみってことになれば公平な入札と言いましょか、契約ってものは出来ない、そういうような感じを持っておりますのでできれば透明性を確保し、公正を保つ面からも競争入札ということを基本姿勢として私は考えております。そういうような形で是非取り進めていただければと思っています。なお、また、先ほど香川議員の方からいろいろお話ありましたように今回のこの道の駅というのは、飲食スペースとか映像空間を提供することで町内外の多くの人に集まってもらいたい、そういう施設でありますので、それはやっぱりいろんな形で意見を共有しながら体制づくりをした方がいいというふうに思います。そういうことで今日はいろんな議論しましたけども、その内容を見ますとどうしても今回は、賛同するわけにいきませんので反対をいたします。</p>
<p>議 議</p>	<p>ほかに賛成討論・反対討論ありませんか。</p> <p>4 番 松村議員</p>

<p>松 村 議 員</p>	<p>私は、賛成として意見を述べさせていただきます。今回のこの契約の締結については、指名競争入札はできない、1社しか指名されていない、また、1社しか来なかったと、こういう状況の中で、やはりこの工事自体が特殊な内容です。普通の業者はできません。それとまた、中身も1社ですけども、おそらくこの中には何社も入ってきて仕事すると思います。だからとにかく特殊な工事ということで1社しか指名にならなかったと思いますので、その中にも指名競争入札が出来ない場合は、随意契約で契約も出来ると、そういうふうに私は判断します。そういうことで賛成をいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに賛成討論・反対討論ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは討論を終結します。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより議案第11号歴史文化情報発信施設システム構築等業務委託契約の締結について採決をいたします。この採決は、起立によって行います。なお、議決は出席議員の過半数であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第11号歴史文化情報発信施設システム構築等業務委託契約の締結について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>起立多数です。</p>
<p>議 長</p>	<p>したがって、議案第11号歴史文化情報発信施設システム構築等業務委託契約の締結については、原案どおり可決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第17 議案第12号道の駅あっさぶ新商業施設等の指定管理者の指定について、議題とします。</p>

議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第12号の道の駅あっさぶ新商業施設等の指定管理者の指定について御説明いたします。 (議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	6番 香川議員
香川議員		今回選定された厚沢部新エネルギーという実績がない、そして会社の内容がですね、不透明であるという点、事前にいただいた資料で知るところですが、この会社が作成した事業計画案についても、非常に不安に残る内容にもかかわらず、どうしてこの会社に指定管理者を委ねるのか、はなはだ疑問を呈します。そして今回の指定管理者の選定までの町側の進め方にも疑問を持っています。この議案にもあります地方自治法第244条の2第6項の条文を調べたところ、この条文の内容をそのまま読みますと、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとする時はあらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を得なければならない」とうたっています。確かに現在町で提案しているこの新商業施設と24時間トイレを同じ指定管理者が行うという構想の24時間トイレに関しては、4月13日に開催された臨時議会で承認され、可決されておりますが、今回議案にあがっている新商業施設に関しては、設置及び管理に関する条例案が未だに挙がっていない状態、つまり設置に関して議会が認めていない状況にもかかわらず、選定の議案が出されるというのは、明らかに地方自治法を犯す行為、違法であると判断します。町側の見解を求めます。

<p>議 副 町 長</p>	<p>副町長</p> <p>まず前段、最後の設置条例が設定されていないのにこんな議案は違法じゃないかと言って話なんですけど、設置条例というのはあくまでも設置が終わってからの条例ですから、今現在設置条例の制定ということではできないものがございます。あと指定管理者について実績が無く、出された計画も大丈夫かというようなお話だったかと思うんですけども、事業内容とか設置者から出された収支計画につきましては、11月24日の開催されました全員協議会でも皆様に説明は申し上げているところでございます。再度繰り返しますと第3回の10月25日に開催された部分でございすけども、第3回の指定管理者選定委員会で申請者が委員からの質問に答えておりますけども、確かにここ3年間具体的な実績はないけども、社団の高橋によりますと、赤井川の道の駅の開設にも企画段階から携わった経緯を持っていると。また、この3年間ですね、厚沢部町にどうしたら人を呼び込めるのかを勉強してきたと。新しい新商業施設を運営するにあたって、集客の提案としましてファンクラブアプリや、施設内通信環境の整備、それから周辺地域を活用した自主事業、これはミニコンサートですとか収穫祭、そういったものを計画しているというところでございます。また、来てもらうだけじゃなくて、厚沢部の農産物等を活用した商品開発を行いまして、全国に発信していくと、こういうようなことも提案されております。実態が無い、そんな会社が信用できるのかというようなことでございますけれども、申請団体の収支計画も11月24日の全員協議会ですね、その中でも収支計画というのを皆様の方にもご提示させていただいておりますけれども、このシミュレーションにつきましては、中小企業診断士にも確認を行っている、そういうふうに申請者の方から話は聞いております。こうしたことから議員の方も参加</p>
----------------	---

<p>議 長 香 川 議 員</p>	<p>いただいております指定管理選定委員会におきまして申請者により新商業施設の有効活用が安定的に見込まれると評価されて指定管理者として選定して町長に報告したところでございますし、それで本日議決を求める議案を提出させていただいているところでございます。以上です。</p> <p>6 番 香川議員</p>
<p>議 員</p>	<p>副町長も答弁ありましたけども、あくまでも選定委員会の厚沢部新エネルギーという会社に指定管理を任せるという感じで決まったかもしれませんが、先ほども言った通り地方自治法第244条の2の第6項の条文ではですね、再度読むこととなりますけども、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとする時はあらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を得なければならない」という条文が確実にあるわけですよ。その中で本来で行けば、まず、この条文に沿って議会の承認、指定管理者でやりますよって設置の、その議案書をきちんと出して認められた後、本来で行けば指定管理者の選定委員会なりを開いて、その状況を経てですね、やるのが私は、当然であるところの地方自治法をたまたま読んだわけですけども、見た時に私は、そういう捉え方をするんですけど、それについて見解を求めます。</p>
<p>議 長 副 町 長 議 長 副 町 長</p>	<p>副町長</p> <p>ただいまの地方自治法の解釈についてでございますけども、あらかじめ指定管理する場合には議会の議決を得なければならないというのはまさに今日のこの場でございます。以上です。</p> <p>もう少し丁寧に。</p> <p>繰り返しになりますけども、指定管理者、厚沢部新エネルギー開発というものを、指定管理者選定員会におきまして選定して町長に報告して今日議会に提案していると、その議決を得ようと</p>

<p>議 員 香 川 議 員</p>	<p>する場が今日でございます。こういうことでございます。</p> <p>6 番 香川議員</p> <p>今日のこの議案第 1 2 号は、あくまでも選定委員会で決まったこの厚沢部新エネルギーという会社で議会でする方がいいですかっていう選定のための議案だと私はとらえています。その以前に地方自治法でこういうふうに設置と条例を設けなければならないとうたっているわけですから、あくまでも今これの私の捉え方としては、あくまでもこれは選定だけ。その以前に設置及び条例をつくらなければ地方自治法違反にあたるのではないですか。</p>
<p>議 長 議 長 議 長 議 長</p>	<p>暫時休憩いたします。（13：35）</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。（14：35）</p> <p>議事を続行いたします。</p> <p>副町長より発言を求められましたので許可をいたします。</p>
<p>副 町 長 議 長</p>	<p>議案第 1 2 号道の駅あっさぶ新商業施設等の指定管理者の指定につきまして議会の審議を中断してしましまして大変申し訳ございません。香川議員の方からお話のありました当該施設に関します地方自治法第 2 4 4 条の 2 に基づきます公の施設の設置条例の制定につきまして、調査の時間を明日までいただくようお願いいたします。</p> <p>おはかりいたします。今副町長が話された通り調査に時間を要するということで議案第 1 2 号は、明日まで少し時間をいただきたいという発言がありました。この件についてご異議ございませんか。（発言する声無し）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>

議	長	おはかりします。日程の順序を変更し日程第18議案第13号監査委員の選任について、先に審議したいと思います。ご異議ございませんか。（発言する声無し）
議	長	異議なしと認め、直ちに日程第18議案第13号監査委員の選任について議題とします。
議	長	議案説明を求めます。
議	長	町長
町	長	議案第13号の監査委員の選任についてご説明申し上げます。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので質疑に入ります。
議	長	7番 上戸議員
上	戸 議員	まずは進藤代表監査委員、今まで20年間大変ご苦労様でした。ありがとうございました。新しくなられる予定の方については、特段異議はないわけでありますけれども、監査の日程等々に比べて報酬が安いというふうなお話も聞かされる場所でもありますけれども、町長としてはこの報酬についてどのように考えているかご意見を伺いたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。
議	長	町長
町	長	監査委員の報酬については、今ご指摘のとおり低いと、こういうふうなご指摘であります。議員さん、監査委員、いろいろ委員があるわけでありますけれども、監査委員さんの場合については、日程が固定して日数がほとんど決まっているというふうな、こういうふうな業務の中で大変ご苦労いただいている場所でもあります。そんな中、やはり全道の監査委員会、こういう中のバランスの中でものを考えたいと思っています。私は、あえて檜山だから低いということにはなら

	<p>ない、こういうふうに思います。今度の新監査委員についてもそういう段階を踏んで調査をしながら今回あたりだと、こういうふうに思います。いずれにしても厚沢部町だけが低いということならば、是正することが必要だろうというふうに考えております。全道的な調査をさせていただくということで考えております。</p>
<p>議 長 上 戸 議 員</p>	<p>7 番 上戸議員 全道の監査委員の報酬等々を参酌しながら検討するというようなことのお話でしたけども、全道レベルよりも相当低いかな、こういうふうに思っていますのでぜひ引き上げる方向で来年度予算等々を組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に質疑ありませんか。（発言する声無し）</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑を終結します。</p>
<p>議 長</p>	<p>お諮りします。本件につきましては、人事案件でありますので討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め直ちに採決いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第13号監査委員の選任については原案のとおり、厚沢部町字鶉331番地岩田健二氏、昭和30年5月19日生まれ66歳を監査委員として選任することに賛成の方の起立を求めます。（起立全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員であります。したがって、議案第13号監査委員の選任について、原案通り可決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>議事の途中ですが、本日はこれをもって散会をいたします。明日は午前10時から開会しま</p>

す。皆様ご苦労様でした。（14：44）